二　指定の目的　土砂の崩壊の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岩手県庁及び一関市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第二千百二十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十三年十月二十七日
農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　岩手県北上市和賀町仙人八地割六二の三・六二の五・六二の六・六二の九・六二の一から六二の一三まで(以上七筆国有林。次の図に示す部分に限る。)、六二の四・六二の七・六二の八・六二の一〇(以上四筆国有林)
二　指定の目的　水源のかん養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岩手県庁及び北上市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第二千百二十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十三年十月二十七日
農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　島根県江津市桜江町田津五五七の一、七〇七
二　指定の目的　土砂の崩壊の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び江津市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第二千百二十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十三年十月二十七日
農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　島根県雲南市大東町飯田五八七
二　指定の目的　土砂の崩壊の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第二千百三十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十三年十月二十七日
農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　島根県仁多郡奥出雲町小馬木二〇四七の一、二〇四八、二〇四九
二　指定の目的　土砂の崩壊の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び奥出雲町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第二千百三十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十三年十月二十七日
農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　島根県仁多郡奥出雲町上阿井四九八、三三四八
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び奥出雲町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第二千百三十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十三年十月二十七日
農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　島根県仁多郡奥出雲町小馬木二〇一五の一
二　指定の目的　土砂の崩壊の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び奥出雲町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第二千百三十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十三年十月二十七日
農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　島根県雲南市大東町新庄四七一、九九〇の二、九九一、九九二、一〇〇二から一〇〇五まで、一〇〇六の一から一〇〇六の三まで、一〇〇九の一、一〇〇九の二、大東町田中四六五の一、五二〇、一〇一三、一〇五四、一〇六〇の二、一〇六〇の一、一〇六〇の二、一〇六一、一〇七二、一〇七三、一二四九、一二五〇、一二五四の二、一二五四の三、一二五四の五、一二五四の六、一二六二の二、一二六四から一二六六まで、一二六八、一二六九、一二七〇の一、一二七〇の二、一四三四
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
大東町新庄四七一、九九〇の二、九九一、九九二、一〇〇二から一〇〇五まで、一〇〇六の一から一〇〇六の三まで、一〇〇九の一、一〇〇九の二、大東町田中四六五の一、五二〇、一〇一三、一〇五四、一〇六〇、一〇六〇の二、一〇六一、一〇七二、一〇七三、一二四九、一二五〇、一二五四の二、一二五四の三、一二五四の五、一二五四の六、一二六二の二、一二六四から一二六六まで、一二七〇の一、一二七〇の二、一四三四
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。)